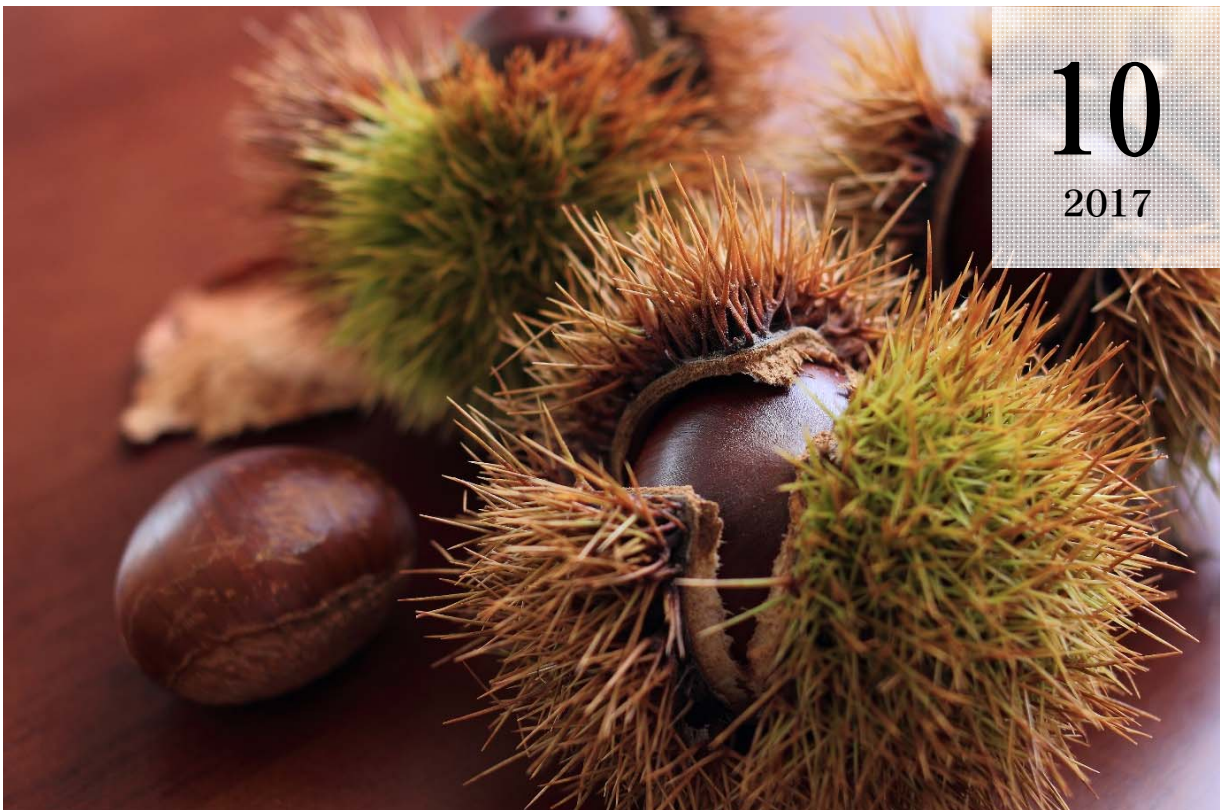


TFS国際税理士法人 News Letter

"大"のゴルフ下手ゆえ、ゴルフは好きではなかったのですが・・・娘がゴルフ部に入ってから女子プロゴルフを見る機会が増えました。10月1日、NHKをつけると先週に引き続き18歳の畑岡奈紗選手が優勝！17歳・高2の小倉彩愛選手が3位！娘と同世代だけに、手に汗握って応援です！気がついたのは・・・ルーティンといわれる、ショットを打つ前の事前動作です。いつどんな時でも、同じ事前動作を丁寧に繰り返して結果を積み重ねていくのです。早速翌朝の当社朝礼・・・自身にとってのルーティンとは？間違いない仕事をする上での事前動作とは？下手で逃げ回っていたゴルフから、大切なことを教えてもらった週末でした。



JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

平成30年分のマル扶の記載が変わる



ちっさ



配偶者控除や配偶者特別控除の改正に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、平成30年分の扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載項目も変わります。

「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲

給与を支給する際に徴収する源泉所得税を計算するときに、「扶養親族等の数」を用います。この「扶養親族等の数」を求める際、1人として加算する配偶者の範囲が次のとおりとなります。

配偶者…以下の全てを満たす者

1. 婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者
2. 申告者本人と生計が一緒
3. 青色事業専従者としてその年中に給与の支払を一度も受けていない又は白色事業専従者でない

○1人として扶養親族等の数に加算する配偶者の範囲

～平成29年分	平成30年分～
控除対象配偶者に該当	→ 源泉控除対象配偶者 に該当
“ ” が障害者に該当	→ 同一生計配偶者 が障害者に該当

この場合における控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者それぞれの要件は、下表のとおりです。

控除対象配偶者（改正前）	源泉控除対象配偶者（改正後）
配偶者の合計所得金額が38万円以下 （申告者本人の所得制限はありません）	・ 申告者本人 の合計所得金額が 900万円以下
	かつ
	・ 配偶者 の合計所得金額が 85万円以下
	同一生計配偶者（改正後）
	配偶者の合計所得金額が38万円以下 （申告者本人の所得制限はありません）

ご覧いただいておりますとおり、改正前の控除対象配偶者と改正後の同一生計配偶者の要件は同じです。つまり名称は変わるものの、障害者に該当する場合に加算対象となる配偶者の範囲は変わりません。

マル扶の記載項目の変更

実務上「扶養親族等の数」は、マル扶の記載内容から求めます。そのため上記変更に伴い、マル扶の記載項目も変わります。具体的には次ページに掲載した、8月20日現在国税庁から公表されているマル扶のイメージ（一部）をご参照ください。なお、合計所得金額別の配偶者に係る「扶養親族等の数」の算定表も掲載しました。こちらをあわせてご参考ください。

《平成 30 年分扶養控除等申告書の記載例（イメージ）》

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇株式会社	（フリガナ） ヤマカワ タロウ	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 50 年 1 月 1 日	扶養主の氏名 山川 太郎	あなたの職業 本人	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの電話番号 176-0006	あなたの配偶者の職業 無
給与の支払者の法人（個人）番号 22334455667788	給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区神田錦町 3-3	あなたの個人番号 667788990011	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	あなたの電話番号 176-0006	あなたの配偶者の職業 無	あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生でない限り、以下の各欄に記入する必要はありません。			

区分等	（フリガナ）氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族 （昭和43.1以前生）	平成30年中の所得の基礎額 （平成30年1月1日現在）	住所又は居所	異動月日及び事由 （平成30年中に異動があった場合に記入してください）
源泉控除対象配偶者（1人）	ヤマカワ アキコ		7/7/88		830,000 円	東京都練馬区 23-7	
源泉控除対象配偶者（1人）	山川 明子		5/1/10		0 円	東京都練馬区 23-7	
源泉控除対象配偶者（1人）	ヤマカワ イチロウ		8/8/90		0 円	東京都練馬区 23-7	
源泉控除対象配偶者（1人）	山川 一郎	子	14/5/17		0 円	東京都練馬区 23-7	
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生							

「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載します。
 ※ 「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者（合計所得金額（見積額）が 900 万円以下の人）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額（見積額）が 85 万円以下の人をいいます。

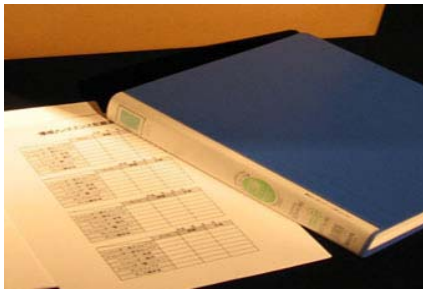
同一生計配偶者が「障害者」に該当する場合に記載します。
 ※ 「同一生計配偶者」とは給与所得者（所得制限無）と生計を一にする配偶者

○合計所得金額別 配偶者に係る扶養親族等の数の算定表（概要）

		申告者本人の合計所得金額 (給与収入だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
(給与配 偶者 の 給 収 入 等 の 合 計 の 場 合 の 金 額 の 配 偶 者)	38 万円以下 (103 万円以下)	マル扶に記載する“障害者”の対象となる「同一生計配偶者」の範囲 … 下数値に 1人加算 ※			
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	1 人 (～H29) ↓ 0 人 (H30～)	1 人 (～H29) ↓ 0 人 (H30～)	1 人 (～H29) ↓ 0 人 (H30～)
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

※同居特別障害者の場合には、更に 1 人加算します。

国税庁「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて
～ 毎月（日）の源泉徴収のしかた～」より 一部筆者改変



確認しておきたい マタハラに該当する行為

以前はハラスメントというと、セクシュアルハラスメントを指し、重点対策の事項として挙げられてきましたが、近年は職場のいじめである「パワーハラスメント」のほか、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、いわゆるマタニティ・ハラスメント（以下、マタハラ）が問題になっています。ここでは対策の重要性が増すマタハラについて、整理しておきましょう。



義務付けられている マタハラ防止措置

厚生労働省では、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として不利益な取扱いをすることや、ハラスメント行為を行うことを禁じ、企業に防止措置を講ずることを義務付けています。

このうちマタハラの具体的行為は、以下の2つに分けられています。

①制度等の利用への嫌がらせ型

産前産後休業や育児休業を取得したり、妊娠中の軽易な業務への転換を申し出た場合等、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法が定める制度または措置を利用することに対し、不利益な取扱いを示唆する、制度等の利用を阻害する、制度を利用したことに対する嫌がらせ等、制度や措置の利用に関する言動により、就業環境を害するもの

②状態への嫌がらせ型

女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により、不利益な取扱いを示唆する、嫌がらせをする等、就業環境を害するもの

なお、業務体制を見直すため、上司が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認することや、妊婦の体調が悪い場合に「つわりで体調が悪そうだが、少し休んだ方が良いのではないか」と配慮することは、業務上の必要性に基づく言動となり、マタハラには該当しません。

早期の職場復帰を促すことの是非

平成29年10月に施行される改正育児・介護休業法では、最長、子どもが2歳に達するまで育児休業を取得できるようになります。これにより、子どもが1歳6ヶ月に達する時点で保育所に入れないような場合であっても継続的な雇用が可能となる反面、育児休業期間が長期化することで、育児休業取得者のキャリアへの影響も大きくなることが予想されます。そのため、上司が育児休業から早期の職場復帰を促すことも予想されることから、今回、「労働者の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこと」と、指針で明確化されました。当然ながら、このような場合でも職場復帰の時期は従業員の選択に委ねられるべきものであることに変わりはありません。

マタハラを意識しすぎるあまり、必要だと思われる配慮がなされなかったり、部下のキャリアを考慮した発言が妨げられるといった事態が発生するケースもあるでしょう。マタハラとなるような行為を防ぐことを前提としつつ、適切な手当が施されるような職場作りを行うことが求められています。



業種別にみる 今年の賃金改定状況



平成29年7月に厚生労働省から、「平成29年賃金改定状況調査結果」(※)が発表されました。ここではその結果から、業種別に賃金改定状況などをみていきます。

賃上げ実施割合は50%に届かず

上記結果から、業種別に賃金改定の実施状況をまとめると、表1のとおりです。29年の結果をみると、産業計では47.9%が1～6月に賃金引上げ(以下、賃上げ)を実施しています。業種別では、医療、福祉が67.4%で最も高くなりました。次いで卸売業、小売業が53.5%で、この2業種が50%を超えました。一方、最も低いのは宿泊業、飲食サービス業の35.8%でした。ただし、すべての業種で賃上げ実施割合が28年を上回りました。

賃金上昇率は0.7～2.3%に

次に、29年6月の1時間当たり賃金額と29年の賃金上昇率をまとめると、表2のとおりです。一般労働者では卸売業、小売業の1,620円が、パートタイム労働者では医療、福祉の1,298円が最も高くなっています。

賃金上昇率は一般労働者では宿泊業、飲食サービス業の2.3%が、パートタイム労働者では卸売業、小売業の1.8%が最も高くなりました。

【表2】業種別1時間当たり賃金額と賃金上昇率(円、%)

	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	一般	パート	一般	パート
産業計	1,532	1,051	1.3	1.3
製造業	1,449	993	1.0	1.6
卸売業、小売業	1,620	1,030	1.0	1.8
宿泊業、飲食サービス業	1,256	949	2.3	1.6
医療、福祉	1,415	1,298	2.1	0.7
その他のサービス業	1,607	1,108	1.1	0.8

厚生労働省「平成29年賃金改定状況調査結果」より作成

ここ数年、採用のために賃上げを行う企業が増えていますが、今年も賃上げを行う企業が多くなっています。

【表1】業種別賃金改定の実施状況別事業所割合(%)

	産業計		製造業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		医療、福祉		その他のサービス業	
	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年	28年	29年
1～6月に賃金引上げを実施した事業所	43.1	47.9	38.9	43.5	46.3	53.5	34.3	35.8	57.7	67.4	48.4	49.4
1～6月に賃金引下げを実施した事業所	0.6	0.7	0.6	0.7	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.6
賃金改定を実施しない事業所	42.3	36.2	47.3	41.1	36.9	29.0	53.8	45.7	26.8	18.8	36.8	35.8
7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	14.0	15.2	13.2	14.7	16.4	17.1	11.6	18.2	15.2	13.2	13.8	13.2

厚生労働省「平成29年賃金改定状況調査結果」より作成

(※) 厚生労働省「平成29年賃金改定状況調査結果」

平成29年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第2回)の資料として公表されました。29年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した4,000事業所を対象にした調査です。詳細は次のURLから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000171065.html>



年代別にみる ソーシャルメディアの利用状況

LINEやFacebook、Twitterなどをビジネスに活用する企業が増えています。効果的に使うためには、サービス別の利用状況を知っておくことが大切です。ここでは総務省が平成29年7月に発表した調査報告書（※）から、ソーシャルメディアの利用状況をみていきます。



すべての年代でLINEが1位に

上記報告書から、年代別に主なソーシャルメディア（以下、メディア）の利用率をまとめると下表のとおりです。すべての年代でLINEの利用率が最も高くなりました。特に20代と30代では90%を超えており、群を抜いています。また50代でも53.8%と半数以上の人が利用しています。

2位はFacebookとTwitterに

LINEに次いで利用率が高いメディアをみると、10代と20代ではTwitter、30代以上ではFacebookとなっています。ただし、30代までは2位のメディア利用率が50%を超えていますが、40代以上は高くても30%台にとどまっています。40代以上になると、複数のメディアを使う人が減ってくる傾向があるようです。

70%以上がどれかを使っている

ここで紹介した、7つのメディアのいずれかを利用している割合は、60代こそ33.7%となりましたが、20代は97.7%とほぼ全員がどれかを利用しています。また30代も94.0%と90%を超えました。10代と40代も80%を超えており、各年代で高い利用率を示しています。

LINEの次はどれを使う？

LINEはすべての年代で最も利用率が高いので、どの年代向けにも利用できそうです。一方LINE以外は、ターゲットとする年代によってメディアを決めると、より効果を得られる確率が高まるものと思われます。

平成28年 年代別主なソーシャルメディアの利用率（%）

	LINE	Facebook	Twitter	Google+	mixi	Mobage	GREE	左のいずれか利用
全年代（1500）	67.0	32.3	27.5	26.3	6.8	5.6	3.5	73.5
10代（140）	79.3	18.6	61.4	28.6	2.9	6.4	3.6	82.9
20代（217）	96.3	54.8	59.9	29.5	13.4	9.2	6.9	97.7
30代（267）	90.3	51.7	30.0	37.5	9.4	9.7	4.5	94.0
40代（313）	74.1	34.5	20.8	30.0	8.3	4.8	3.2	80.5
50代（260）	53.8	23.5	14.2	25.4	5.8	4.2	2.7	65.0
60代（303）	23.8	10.6	4.6	10.2	1.0	1.0	1.0	33.7

総務省「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」より作成

（※）総務省「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

13歳から69歳までの男女1,500人を対象に、平成28年11～12月に行われた調査です。表中の（）内の数字が回答数です。総務省によると、ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、複数の人とインターネットでやりとりできる情報サービスのことをいいます。詳細は次のURLから確認いただけます。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000064.html

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。
特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2017年10月

お仕事備忘録

- 1. 改正育児・介護休業法が施行されます
- 2. 年末にかけての資金繰り計画
- 3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
- 4. 労働者死傷病（軽度）報告提出
- 5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
- 6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
- 7. 年次有給休暇の付与

1. 改正育児・介護休業法が施行されます

10月1日より改正育児・介護休業法が施行され、保育所に入れられないなどの事情がある場合は、最長2歳まで育児休業を延長することができるようになります。

2. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？ 下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

4. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

また、平成29年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

7. 年次有給休暇の付与

4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。



2017.10

10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	先勝	●全国労働衛生週間（～7日（土）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間
2	月	友引	
3	火	先負	
4	水	仏滅	
5	木	大安	
6	金	赤口	
7	土	先勝	
8	日	友引	寒露
9	月	先負	体育の日
10	火	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	大安	
12	木	赤口	
13	金	先勝	
14	土	友引	
15	日	先負	
16	月	仏滅	
17	火	大安	
18	水	赤口	
19	木	先勝	
20	金	先負	
21	土	仏滅	
22	日	大安	
23	月	赤口	霜降
24	火	先勝	
25	水	友引	
26	木	先負	
27	金	仏滅	
28	土	大安	
29	日	赤口	
30	月	先勝	
31	火	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分） ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで